

文部省社会教育と内務省社会事業

佐野誠

一 はじめに

本稿では、一九二〇年以前のいわゆる文部省の通俗教育期において、実施された文部省の政策と内務省の政策を分析し、文部内務両省の政策上の違いを明らかにしたい。そして、両省の協力関係についても触れたい。また、通俗教育期に行われた「思想善導」思想にも注目し、その後の社会教育期にどのような連続性があるのかも説明したい。

戦前社会教育行政の初代の実質的な責任者であった文部官僚兼杉嘉寿は、通俗教育について、「社会教育の事は従来とても皆無であったわけではないので、所謂通俗教育と云ふ名の下に相当の調査もなし、又二三の施設も実行し来つたのであって、（中略）けれども、最早今までの如き間接射撃では全然効果を挙げ得ざる許りではなく、^{（一）}「社会教育では、一般

向上し又国民の体質の改造や体力増進に努め、且公衆衛生を発達せしめて以て社会の健康を増進したり、又は職業上の指導や生活方法の改善によって、国民の活動能率を増進するこ^{ト等}が主要なる任務になつてくるので、従来とられていた通俗教育のような「狭義の社会教育」は、最早時代に適合しないと痛烈に批判した。そして、内務省の民力涵養運動についても、「内務省あたりでやつてている民力涵養と云ふやうな大きな問題を宣伝して講演して行くというだけではいけないと思ひます。（中略）人の仕事をくさすではないけれども民力涵養などは宣伝だけに止めている傾はないか」と、内務省の行政政策に対しても、辛口で指摘した。

しかし、松田武雄が次のように指摘している。いわゆる通俗教育期における、文部省の政策は、必ずしもその後の社会教育行政期と断絶していたわけではない。

社会の知識や道徳を進むる外に、文芸芸術等に対する趣味を

「通俗教育委員会の廃止後、政府の通俗教育行政はほとんど機能していなかったが、その間、道府県段階においては、このようない通俗教育行政の組織化が端緒的に進行していく。すなわち一九二〇年代における社会教育行政の組織化は、実際上、地方においてその準備が先行的になされていったのであり、そうした基盤が形成されていたからこそ、一九二〇年代における地方社会教育行政の急速な組織化も可能となつたのである。⁽⁴⁾

乗杉自身、社会教育行政を確立させるにあたって、それまでの行政政策を根本から批判し、近代社会としての日本における、その特殊性を乗り越えようとした新しい側面があり、それはそれで重要なことである。ただ、通俗教育と社会教育を断絶させて議論することには、筆者は賛成しない。通俗教育から社会教育への歴史過程で何が変わり、何が残つたのか丁寧な議論が必要である。

さらに、乗杉の内務省批判に関しては、大事な点がある。後に説明するが、内務省の民力涵養運動は、文部省も巻き込んだ行政政策で、そのため乗杉は内務省の政策にまで批判を展開したようであるが、ちょうど乗杉と同時期に内務省では、「社会事業」が計画されていた。その筆頭に内務官僚田子一民がいた。内務省の社会事業は、田子によると「社会事業は、社会連帶の思想を出発点とし根底として、社会生活の幸福を増進し、社会の進歩を促そうとして行はる所の努力である」としている。乗杉自身も社会有機体説に則つた、総力戦体制の構築を構想しており、乗杉が考えていた社会教育政策と、さほど違はない。

また、ほかには、例えば、昭和恐慌期に行われた農村経済更正運動は、内務省の「国民更正運動計画要綱」を始めに農民救済策が講じられたことはよく知られたことである。そして、各道府県では、更正計画を漸次作成していくが、広島県内務部が作成した「広島県農村漁村経済更正計画書」を見ると、例えば、安芸郡下蒲刈島村では、経済更正樹立細目として、産業、経済、社会教育の三項目があり、社会教育では国民精神の涵養のほか、風紀の改善や生活の合理化などが謳われている。そこでは、自力更生の精神を強調し、入隊當者送迎や冠婚葬祭の簡素化、勤儉節約、時間励行が求められている。⁽⁵⁾ここで載せられている社会教育の項目は、何もこの村だけに限らず、記載されている。社会教育は文部省の管轄である。にも関わらず、文部、内務の両省は協力関係にあった。つまり、文部官僚乗杉が述べた一連の批判は、一見すると、文部省の通俗教育からの断絶、内務省の政策からの決別とうつてしまい、つい文部省の社会教育行政にのみ目がいつてしまうが、そうではなく、歴史的に見て文部省と内務省の政策

上には大きく重なる点があり、時には協力関係にあったのである。これらの視点に沿つた研究は、小川利夫の共同研究⁽⁸⁾、山本悠三の研究⁽⁹⁾ぐらいしかなく、蓄積が少ない。以上の観点から、本稿では、戦前社会教育行政の歴史過程に対して、総合的な視点での研究を行なっていくものである。

二 内務省の「社会事業」行政

一九〇五（明治三八）年九月五日、日本はロシアとの戦争を終結させて、ボーソマス講和条約に調印した。日清戦争と比較して、苦しい戦争だったことは、一目瞭然である。日本軍の戦死者は、約八万五千人で、日清戦争の戦死者は、約八千人だから、十倍以上の犠牲者を出している。臨時軍事費についても約十五億円で、日清戦争が、約一二億円だから、約七・五倍の増額にある。ちなみに、今日ある相続税なるものも、元を辿れば日露戦争の勃発に伴い、その経費支弁に要する財源の一つとして創設されたものである。国庫は確実に巨額の収入を期待できるから、戦争による戦費調達の一環として導入されたのである。それだけ戦費がかかるだといえよう。戦費は総額約二十億円かかり、そのうちの十二億円は外債でまかなわれた。明治三六年度の日本の国家予算の七倍もの戦費を費やした日露戦争は、帝国であったイギリスと同盟

を結び、日露間では、奉天の会戦と日本海海戦で、日本は大國ロシアに勝利した。この日露戦争の日本側の勝利によりて、東方の小国であった日本は、帝国主義に目覚め、列強の一員として名を連ねていくのだった。

しかし、現場の指揮官は、日本海海戦あたりが日本の体力の限界だと感じており、ロシア側もいわゆる「血の日曜日」の混乱のため、日露双方は、戦争終結を望んだのであった。

結局残ったのは、列強の会員証と莫大な財政赤字であった。まず初めに着手されたのが、内務省地方局を中心とする、自治更正運動であった。一九〇六（明治三九）年八月十四日、内務省神社局および宗教局の両局長の連名で、全国の神社寺院合併について通達を出した。この運動でまずあげられるのが、氏神合併、すなわち神社整理である。神社整理政策は、一九〇六（明治三九）年四月に行われた地方長官会議で、内務省が「地方事務に関する注意参考事項」で十一項目を挙げ、その冒頭で、「神社合祀勧奨に関する件」を議題としたことから始まる。内務省が全国的に神社整理を推進することを表明したわけである。そして同年八月九日に勅令二二〇号「神社寺院仏堂合併跡地の譲渡に関する件」が発布され、合祀の

推進を容易にする行政的基礎が固められた。さらに同月十四日には、内務省神社局長水野鍊太郎と同省宗教局長斯波淳六郎の両局長が、連名で「社寺合併並合併跡地譲与に関する件」を通牒した⁽⁹⁾。この通牒により、神社整理が全国的に展開される実質的契機であった。法律の根拠もなく、通牒により進めようとした神社整理は、反対派からの抵抗も余儀なくされた。例えば、一九〇九（明治四二）年二月の帝国議会で、貴族議員江木、高木らが、経費節減を目的とする神社合祀には反対であると発言した。当時、神社局長だった井上友一は、全國の神社数と神職数を比して、「神職一人で四、五十の神社を兼任する地方もある」と述べ、「合併はやむを得ざるもの」と押し切った⁽¹⁰⁾。

ただし、粘菌学者南方熊楠の登場により、多少変化がおとずれる。南方は前神社局長水野とは大学予備門で同級であつたが、そのツテを利用して当時神社局長に就任していた井上友一を訪問し、反対意見を説明した。廢社となつた神社の社が民間に払い下げられ伐採されるが、これにより植物の新種が絶滅する恐れがあること、払い下げにより、私腹を肥やす官吏や神職がいること等を説明したところ、井上の同情を得られ、内相平田東助へ南方の意見書を取り次いでもらうことができた。さらに衆議院議員中村啓次郎は、ほか三十名以上の賛同者をもつて、一九一〇（明治四三）年三月十八日に議

会で質問演説を行つた。この時にも資料の提供などで尽力したのが南方熊楠であった。結果、同年四月二十三日の議会閉会当日に、政府は答弁で、これまで神社合併に関して地方庁が常に慎重に調査を行い、実施してきたが、「尚将来に於いても十分なる監督指導を尽くさんことを期す」と返答した。また前後するが、同月十五日に行われた地方長官会議でも、内相平田は、「余り急激に一定の基本財産を造成せしめんか為強いて合併の止むなきに至らしむるか如きは考慮を要すへしと信す」、「宜く地理の関係を審査し、人民をして神社崇敬の意を至さしむるに於て更に遺憾なき措置に出でざるへからず」と述べ、地方の実情に鑑み、慎重な、周到な注意をもつて整理を遂行するよう指示している。⁽¹¹⁾ いずれにしても、行政的合理化を主眼として、経済上の神社合併は、多少の糾余曲折を含みながらも推し進められていった。

次にあげられるのは、部落有林野の統一および、公有林野の整理開発である。明治初年以降、町村制の施行や、町村合併により、農村の土地関係は根本的に変化をきたしたが、元々部落有地であった土地の多くは、新政府に移行後も入会地として、旧慣が維持されてきた。しかし、そのため管理が放漫で、荒廃するありさまで、これらを市町村に統一し、公有地にして、整理開発を行うことにしたのである。

一九一〇（明治四三）年十月十三日、内務次官一木喜徳郎

と農商務次官の連名で、「公有林野整理開発に関する件」を地方長官に通牒した。この通牒により、部落有入会の林野は、経済力のある町村財産に吸収され、造林などによる町村財産造成が進められていくことになった。また農商務省では既に同年三月二十六日に「公有林野造林獎励規則」を制定していた。これは市町村有、町村組合有から優先して獎励費が公布されたので、これらが、部落有林野の統一に促進させていった。ただし、その両次官連名の通牒は、無償無条件統一を目指としていたので、当然反発も強かつた。一九一八（大正八）年五月に先の両次官は「公有林野整理促進に関する件」を通牒し、統一に際して、分割を認めたり、部落民に產物採取を認めたりした。⁽¹²⁾こうした抵抗もあったものの、當時急激に需要された木材資源の確保という經濟的要請にこたえるため、行政的合理化がどんどん進められていった。このような自治更正運動は、その後地方改良運動と名前を変え、具体的には社会改良事業および感化救濟事業が展開されていく。

「戦後日尚浅く庶政益々更張を要す宜く上下心を一にし忠實に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り実に就き荒怠相識め自彊息まさるへし」⁽¹³⁾勅語が発せられた翌日に、地方長官會議で平田内相は、次のごとく訓示した。

「國家の財政と同じく、地方の財政に於いてもまた冗費を節し濫出を制して、これが緊肅整理を図り、更に一般国民に向て奢侈の幣を諒め、儉素の風を奨むると共に、一面で殖産興業を盛んにし、勤労の風を起こし」

中央地方を問わず、自治更正、地方改良による國運發展が目指されていったのである。この地方改良運動で中心となつた強力な推進者は内務省の地方局であつた。地方局では、半官半民の報徳会を結成し、地方への基盤を固めていった。一九〇九（明治四二）年五月三日、「内務省官制」が改正され、その第十条に内務省に奏任官の地方事務の視察を掌る事務官二名を置くことが盛り込まれた。さらに予算として、地方改良事業獎励費四万三千円を計上した。こうしたこと背景に、一九〇九（明治四二）年七月十二日から八月一日まで、内務省地方局主催「第一回地方改良事業講習会」が開催され書を発表し、次の言葉が天皇の名において宣誓された。

た。参加者は、地方事務官、郡属、郡長、町村長、視学等、監督に当たる者が全国から百五十二名が参加した。講師は、内務次官一木喜徳郎、内務省神社局長井上友一など官僚や有識者が担当した。そして、これらの記事は報徳会の機関誌【斯民】上で発表された。三ヶ月後の一九〇九（明治四二）年十月十一日から十一月一日まで、第二回地方改良事業講習会が開催された。こうした講習会は以後継続して実施されていくが、半官半民の報徳会、報徳社、斯民会などを付随して、上からと下からに内務行政、社会に対する政策を展開していくのである。

日露戦後の経済を主とした地方改良事業講習会が開催される約一年前の一九〇八（明治四一）年九月一日から十月七日まで、内務省主催の「第一回感化救済事業講習会」が開かれた。開会式で、平田内相は、「抑々不良の少年や無職の人々や頼りなき児童などを能く教え能く導き又之に職を与へ業を授くるのは何の為めであるかといふに一人でも多く有用の人間を造り一人でも多く自営の良民となして社会の利益国民の経済を進めんとするのでありますされはこの事業は単に一人一人己の救済事業ではなくて寧ろ世の公利公益を理想とすべき重大の事業であると信する」と訓示演説し、この感化救済事業が、いかに社会の経済的利益につながるかを力説した。開会の演説は、平田内相のほか、床次竹二郎内務次官も行い、参加

者は地方改良運動と同じ顔ぶれであると思われるが、特に宗教界からも参加があつたことが記されている。講習会出席者は三百四十人を頂点に一日平均で二百九十二人が出席していた。講師は、内務官僚や知事、法学博士などの有識者が担当した。科目は五科目百十六時間、臨時講演は十四日二十四時間にものぼった。この間、感化救済事業講習会に対し、明治四一年度に一万円が計上されており、一九二一（大正十）年まで、地方改良事業講習会と並行して継続されていった。地方改良事業と感化救済事業は重なるところが多かつたという事であろう。講師も井上、留岡など、同じメンバーであった。⁽¹⁶⁾

一九〇八（明治四一）年十月、感化救済事業講習会を機会に、社会事業推進のため、貧困者の慈惠救済を目的とする、中央慈善協会が結成された。会長は渋沢栄一、顧問は清浦圭吾があり、評議員は、内務次官一木喜徳郎、内務省地方局長床次竹二郎ら、幹事には、内務省府県課長井上友一らが名を連ね、内務省との協会が密接な関係であることがよく分かる。すなわち、内務省の外部団体で、民間の慈惠事業の統制推進をはかるものであった。翌年の一九〇九（明治四二）年七月には、同協会は機関誌【慈善】を創刊する。⁽¹⁷⁾

かくして、救済事業、感化救済事業は、内務省の社会事業として軌道に乗り、折からの社会問題に対処しつつ、やがてこれらが一九一七（大正六）年の救護課、一九二〇（大正九）

年の社会局の設置へ進展していくのであった。社会局設置までをもう少し具体的に説明する。

第一次世界大戦の真っ只中、一九一六（大正五）年十月十九日、寺内正毅内閣が成立した。内務大臣は後藤新平、内務次官に水野鍊太郎が就任した。一九一七（大正六）年八月二十五日、従来は内務省府県課所管中についた救護課を、賑血救済事務を独立の課として、内務省地方局救護課とした。これは、これまでの地方改良運動、感化救済事業を継続発展させたものだが、一九一八（大正七）年七月二十三日に富山でいわゆる米騒動が発生した。翌月の八月十日には京都、名古屋に飛び火し、暴動となつた。発生から二ヵ月後の九月中旬には米騒動は下火になつていつたが、寺内内閣は責任をとつて九月二十九日に総辞職している。第一次世界大戦による未曾有の好景気によつて、諸物価は騰貴し、さらに労働争議の激増は、中央地方の救済事業を促進し、内務省の「社会事業」を確立させる契機となつた。

一九一八（大正七）年九月二十九日、原敬内閣が誕生した。内務大臣に床次竹二郎、内務次官小橋一太が選ばれた。原内閣の政策目標は、内務行政上の大きな問題、すなわち物価の調節や社会に対処する社会局の新設などが最重要目標とされた。実際地方官庁では、内務部地方課所管だったものが、米騒動を契機に社会課としたものが多い。一九一九（大正八）

年三月二日、床次内相は民力涵養の内務省訓令九四号を地方長官に通達した。五大要綱を掲げ、官民一致協力を求めた、五大要綱は以下の通りであるが⁽²⁾、最後の「勤儉力行」の一文を見ても分かるとおり、民力涵養運動は地方改良運動の改訂新版である。

- 一、立国の大儀を闡明し、國体の精華を發揚して健全なる國家観念を養成すること
- 二、立憲の思想を明鬯にし、自治の觀念を陶冶して公共心を涵養し犠牲の精神を明盛ならしむること
- 三、世界の大勢に順応して鋭意日新の修養を積ましむること
- 四、相互偕話して彼此共済の実を挙げしめ以て輕進妄作の憾みながらしむること
- 五、勤儉力行の美風を作興し、生産の資金を増殖して生活の安定を期せしむること

本省として各府県は、囑託をおいて、この運動の宣伝にあたらせた。さらに五月十九日から二十三日まで、民力涵養に関する各地方長理事官並びに囑託を招集し、協議会を開催し訓令の趣旨を徹底させる方法を協議した。さらに修了の翌日二十四日からは、神道仏教キリスト教三教各派代表を官邸に招待し、民力涵養に関して、援助を求めている。宗教界に關

係が深かつたのは感化救済事業以来で、やはり国家全般の生産性向上のためには、精神的な国民統一を当然視野に入つてくる、宗教家たちが必要になるのは仕方がないといえよう。また、内務次官小橋は通牒を発し、各府県へ講演会開催を要請した。講師は内務省嘱託者十三名で、留岡幸助などがいた。三月七日名古屋市での講演会を始めて一府県につき三十四ヶ所を標準として、期間は農閑期に行われた。この講習会は、先の五大要綱の実行にあるのだけれども、講師の派遣は全国三百九十ヶ所以上、聽講者は全国通算三十一万五千人にも達す大盛況振りであった。⁽²⁾ 一九一〇（大正九）年八月二十四日、ついにこうした一連の内務省の社会事業を統治する専門の部局である内務省社会局が設置された。内務省における社会に対する政策である社会事業は、こうしてついに社会局の設置にまでいたるのである。

しかし、内容は、経済を主として、地方改良、そして救護を中心とした感化救済に収斂されよう。しかも、地方改良運動にしても感化救済事業に関しても、結局は国内経済の生産性の向上に他ならなかつた。すなわち、内務省に社会局が設置されるまでに行われた、日露戦からの諸政策は、経済上の問題を解決することが目的だったのである。

三 文部省と「社会教育」行政

では、文部省は日露戦後どのような政策を実行していたのだろうか。一八九〇（明治二三）年、教育に関する精神作興を示し、忠君愛国が教育の基本であるとされた。一九〇五年（明治三八）年九月五日、日露戦争が終結したが、作家島崎藤村が、一九〇六（明治三九）年に『破戒』を発表、続いて、田山花袋が『蒲団』を刊行し、日本の自然主義文学は大きく動き出しへじめた。藤村は、封建制度を倒して成立した明治国家、近代社会は、人間の平等の上に成り立つてゐる、しかし、「破戒」では、部落民丑松を主人公にして、明治になつてもなお差別があることを噴門し、その心の悲しみを日本の政治体制、もっと言えば天皇制へと迫つたのであった。

こうした自然主義文学の運動は、政府からは危険思想とみなされ、抑圧の対象となつていく。特に青年への影響を考慮した文部省は、一九〇六（明治三九）年に、牧野伸顯文相は、「学生の思想、風紀に関し教育上時弊矯正につき」訓令を出した。この訓令により、初めて社会主義を防止することが宣言された。

一九〇六（明治三九）年一月に原敬内相が日本社会党を公認し、一九〇八（明治四一）年六月二十二日に、いわゆる

「赤旗事件」が起きたことにより、西園寺内閣は総辞職した。そして、一九〇八（明治四二）年七月十四日、第二次桂太郎内閣が誕生すると、文部大臣には内相平田東助の親友で小松原英太郎が、文部次官には岡田良平が就任した。前述の通り、桂内閣は戊申詔書を出した内閣である。一九〇九（明治四二）年五月八日、第七回全国連合教育会で、文部大臣小松原英太郎は、社会教育および風紀問題について、「近年一般社会の風紀漸く弛み、随つて青年の氣風惰弱に流れ、勤勉着実を欠くの傾向あるは、国家の為め憂慮に堪へざる所なり」、「国民の善良なる風紀を起して、其品格を高くすることは、国家教育上に於て最も重要なことに属す」と宣言した。また、同年五月十一日に開かれた帝国教育会戊申詔書奉読式で、文部次官岡田良平は、「日露戦役にして、人心浮華虚飾に流れ社会の風紀頽靡せん」と述べ、明治維新以来の我が国的一大危機であると主張した。このことから分かるように、日露戦後の文部省の重大政策は、風紀維持を中心とした、思想対策であり、思想統制であった。

特に注目されたのは青年、さらに青年団体であった。青年団については、既に日露戦後すぐに、文部省は一九〇五（明治三八）年十二月二十七日、「青年団発達に関する件」を通牒し、青年団の設置奨励及び指導を行った。ちなみに、内務省も地方の青年を見逃さず、同年九月二十九日、「地方青年

団向上発達に関する件」を通牒している。もつと言えば、社会主義が台頭し、大逆事件が起きて以降、青年団に関する訓令や通牒が出されていく。その中には、内務文部合同のものさえあつた。合同で出したものは、一九一五（大正四）年九月十五日の「青年団指導発達に関する件」を皮切りに、一九一八（大正七）年五月三日に、一九二〇（大正九）年一月十六日に合同の訓令が出されている。文部省も最初の合同の訓令が出された一九一五（大正四）年に「青年団体に関する件」を通牒している。最初の一九一五年の合同訓令や通牒は第一次世界大戦の真っ只中であるし、一九一八年の合同訓令の二ヵ月後に米騒動が起きている。三回目の合同訓令が出された一九二〇年は、文部省で社会教育課（当時は普通学務局第四課）が設置され、内務省では社会局が設置される年である。いずれも節目節目で青年及び青年団体を囲い込み、国家の下請け機関として、政府は取り込んで行つたといえよう。しかも、時には内務文部合同で進めていったのである。

思想対策に拍車がかかったのは、まぎれもなく、一九一〇（明治四三）年五月の大逆事件である。これにより、自然主義文学の影響、学生風紀維持に、「社会主義の排除」が明確に加わり、思想善導とは、端的に社会主義を締め出すことになつていつた。大逆事件後、当時の文部大臣小松原は、内務省が調査した社会主義歴別人員表で、無教育の者よりもむ

しろ相応の教育を受けたる者に社会主義に心酔している者が多いことを知り、教育の長として、刻下の急務を感じ内閣に三項からなる意見書を提出した。⁽²⁶⁾ 第一に師範教育を改善し、教育の質を高め、小学校教員中の無資格者を廃止する。第二に、実業補習学校と職業教育を奨励し普及することである。小松原の考えによれば、従来一般青年は、ややもすれば、新奇の理想を好み、小説に耽り、社会主義を論述する類本に親しみ、心酔しているという。小説とはおそらく自然主義文学のことと思われる。よつて、これを是正するために、高等小学及び中学校に実科を設け努めて実習を奨励、普及せしめることが必要だとした。さらに、それら施設に国庫補助を加えるべきだと主張する。ここでは、そこまで踏み込まないが、のちに成立する文部省の社会教育行政の実現施設は、実業補習学校であった。そして、そこでなされたのが公民教育と「実習」であったのである。小松原のこの発想は、今日の若者の諸問題に通じる。現在の若者の問題は、一重にバーチャルとリアルの境の薄さにある。リアルとバーチャルを簡単に行き來し、バーチャルの世界をリアルの世界に引きずつた時に起きたトラブルは、昨今の若者に見られる顕著な問題点である。小松原の視点も、今日の教育政策と同様で、自然主義文学や社会主義の虚妄から、リアルな世界、すなわち民主主義、資本主義（自由主義）の世界に引き戻そうとしたのである。

文相の訴えから一年後の一九一一（明治四四）年五月十七日、文部省に通俗教育調査委員会（及び文芸委員会）が設置された。通俗教育調査委員会は、委員長が岡田良平文部次官幹事が普通学務局長に一週間前に就任したばかりの田所美治が選ばれ、委員には内務省から地方改良運動の中心的人物である井上友一神社局長など、知識人、官僚、議員らで構成されていた。⁽²⁷⁾ 岡田委員長はかねてから、危険思想予防の策を求めていたし、文部省が立案したこの委員会の事業方針では、通俗講話会、教育活動写真会、通俗図書の閲覧普及が示されており、結局は小松原文相の提案が踏襲されて設置されたものであった。

しかし、こうした委員会の性格を各委員はすべて理解しているわけではなかった。すなわち、危険思想に心酔した一般青年の思想変更を分かつていなかつたのである。例えば、千頭清臣貴族院議員は、「如何なものですか一方判りません」、山崎直方高等師範学校教授は、「通俗教育の事ですか未だ詳

細の事は判りません」と回答していた。ただ、他方では、三土忠造衆議院議員が「濃厚淫猥悲惨下劣のもの、多きに嫌焉としてこれを改良して行かうと云ふのが第一の目的である」、正木直彦東京美術学校長が「危険思想の如きは畢竟一方に傾きたる固陋の見より来るものなれば一般の智見を広うして常識を養はしむるに勉めば其の如き思想は自ら消滅すべし」と、思想善導の同委員会の趣旨を理解しているようだつた。⁽²²⁾しかし、六月二日に開かれた第一回委員会に岡田委員長は出席したもの、三土、正木の両委員は出席していない。⁽²³⁾委員会の性格、目的を理解してない人物が欠席の会合は、どのような中身であつたかは、考へるまでもないだろう。

第一回目の会議から、このような事であつたから、結局ろくな成果が出なかつたのは火を見るより明らかであつた。一九一三（大正二）年六月十三日、第一次山本権兵衛内閣の時に、通俗教育調査委員会は行政整理のため廃止された。この委員会が残した成果は、「通俗教育図書認定規定」「幻灯映画及び活動写真【フィルム】認定規定」という、通俗教育の趣旨に適する図書及びフィルムの認定制定だけであつた。⁽²⁴⁾一九一二（明治四五）年四月に作成された「幻灯映画及び活動写真フィルム」の目録を見ると、織田信長などの歴史上の人物數十人、ペリー来朝、または神社仏閣、日本名所、東京見物、国内外の風景などが選定されている。このような幻灯や

映画を見て何が変わるかは怪しいが、思想対策は取り締まり、または選定という間接的なもので、直接的な思想統制の方法は見つかなかつたのであろう。

しかし、転機がおとずれる。通俗教育委員会が廃止になって四年後、通俗教育調査委員会で文相小松原の右腕として活躍した岡田良平文部次官が文部大臣に就任した寺内正毅内閣の時代、さらに内相に後藤新平（途中から水野鍊太郎）を揃えたこの内閣は、総理大臣の諮問機関として臨時教育会議を発足させ、岡田文部次官時代の教育改革の流れを再燃させた。この臨時教育会議の答申により、通俗教育に関する文部省内に専任の主任官を置くことが決定し、戦前社会教育行政が本格的にスタートを切つていくのであつた。

臨時教育会議のメンバーは、まず總裁に平田東助元内務大臣が、副總裁に久保譲元文部大臣が選ばれた。委員には、小松原英太郎元文部大臣、現文相岡田の実弟の一木喜徳郎前文部大臣兼前内務大臣、水野鍊太郎現内務大臣、沢柳政太郎元文部省普通学務局長及び元文部次官など、そうそつたるメンバーが集結した。幹事長として田所美治元文部省普通学務局長及び現文部次官がつとめた。井上友一東京府知事元内務省神社局長、その他、通俗教育調査委員会のメンバーでもあつた三土忠造、手島清一、湯原元一らの顔も見られる。⁽²⁵⁾

この会議は、総会と個別の主査委員会からなり、一九一七

(大正六) 年十月一日の第一回総会から、一九一九(大正八)年三月十八日の第三十回総会まで約一年半議論が交わされた。そこでは小学教育から、大学教育まで幅広く諮問を受け、答申している。通俗教育に関しては、一九一八(大正七)年十月三十日第二十七回総会「諮問第八号通俗教育に関する件」提出から始まり、十一月五日、十二日、二十日、十二月三日、十四日の主査委員会を経て、十二月二十四日第二八回総会で通俗教育に関する答申が可決されている。しかしながら、具体的な討論がされたと思われる主査委員会の記録はなく、総会の速記録しか存在していない。そこで、臨時教育会議での通俗教育に関する討論は、十月三十日第二七回総会と十二月二十四日第二八回総会を元に考えてみたい。

一九一八(大正七)年十月三十日、臨時教育会議第二七回総会が開かれた。総裁は平田東助、委員は全部で二十八名並んだ。首相や文相も列席していたが、この時は既に原敬内閣の時で、首相として原敬、中橋徳五郎文部大臣、赤司鷹一郎文部省普通学務局長らが同席し、幹事長は南弘文部次官がつとめた。中橋文相は、会の冒頭で以下のように社会教育の現況を述べ、議題として提案した。

「通俗教育とか称するものに至りましては、まだ一向手が着いて居りませぬ、目下毎年小学校を卒業する者は百二十万人

ばかり出て居るのであるが、其内の十万余りと云ふものは段々上方の学校に進むことである、百万余と云ふものは多くは社会に直ちに出て行く訳で、是等の者に對して就中教育の注意を執つければならぬと云ふことに思つて居りますが、從来当局が施設いたして居りますことは、大抵皆さんの御承知のことであります。極消極でほんの一時のことをやつて居るよなことで一向それ程のことがありません。(中略) 今日は単に活動写真の種板の限定とか、或いは図書の検定だと云ふ位なことをやつて居る、展覧会、博覧会の如きものは一二やつて居りますが、一向大したことが出来ないようです」⁽³⁾

また、文部省普通学務局長赤司鷹一郎は、これまでの通俗教育に関する施策について「通俗教育の事はまだ実際に於きましてそれ程手が着いて居らないのでござります」と説明し、その中でも一応実施している仕事として、通俗図書館設置、通俗図書認定、図書館の標準目録調査、映画幻灯の認定、通俗講演の奨励をあげ、「唯今申上げましたやうな点に漸く著手して居るような次第」と吐露した。このあと議題は主査委員会に付託されることになったが、両者が告白している通り、文部省の通俗教育政策は芳しくなかつた。例えば、赤司は、次のようにも話している。

「通俗講演に伴いまして最も当局と致しまして困難に感じて居りますのは、御承知の通り通俗講演などをやりまする場合には其行つた所の講演者が如何なる題目の下に如何なる事項を話をするかと云ふことが予め我々の方に分かりませぬ（傍点筆者）と云ふことが一番此取締上困難を感じる点でございます、先ず極端な例を申しますと、相当な人を頼みまして、相当講演いたさせましても、どうかすると講演会の目的に余り十分副はなかつた、演説の内容が副はなかつたやうな場合もございますし、又時に依りますると云ふと、目的の余程違つた方向に講演をされると云ふやうなこともありますて、是は多年講究を致して居るのでございます、併しまだ適當な取締方法などが到底付かぬかと考えて居ります」⁽³⁾

こんな杜撰な講演会を通俗教育の政策として実施している限り、その成果が芳しくないのは誰が見ても明らかであろう。中橋や赤司のこうした説明は、当該期の通俗教育政策の限界点を如実に露呈させると同時に、恪勤した者達を落胆させたに違ひない。

その他、当時文部省嘱託であった久留島武彦は、通俗教育の講演会に関して、自分の体験談をこう話している。彼が会場に行くと、来賓室に御馳走と麦酒が運ばれ、軽い立食会が開かれた。まだ、講演前である。会場のぞくと「聴衆入り

口」の紙が聴衆から見づらい所に貼られ、聴衆用の灰皿もなく、とても呼び込む意思があるとは思えない会場の準備の様子だったという。立食は続いて、比較的時間に正直な年寄り、青年会など真面目な連中が定刻に集まるが、その来賓室での宴会を見て、ポツリポツリと帰っていくのであった。そこで幹事が会場の集まり具合を見に行くものだから、まだ集まつてないと報告するのであつた。何度かそれが繰り返されてやつと講演となつても、村の年寄り連中などは、話の中であろうが、演壇の前であろうが、一向お構いなしに無遠慮に立ち回るという。さらに、こうした現地の関係者、聴衆のほかにも、久留島は、次のような実態も話す。例えば、一二三等のみ連結の列車で講演者が来るというので切符を送つたところ、二等切符で来いとはどういう事かと講演謝絶を電報で伝えてきたという。または、無報酬で頼んだ時に、無報酬だから御馳走でも出せと高飛車に催促され、反つて謝礼を出したほうが安く済んだこともあつたという。結局通俗教育の講演会は、政府の期待とは裏腹に、地方によつては効果の薄い講演会が開かれていたのであつた。

前述したように、主査委員会の記録が残っていないため、肝心のその後の議論が分からぬ。ただし、十月二十日の総会で出された「教育の効果を完かしむべき一般施設に関する建議」について、各委員から通俗教育の議論と重なる意見が

出ていたので、おそらく、そこで提出された建議案がベースとなつて、通俗教育に関する議論を主査委員会でしたと思われる。その建議案は以下の十項目が挙げられた。

- 一 敬神崇祖の念を普及せしむること
- 二 法律制度の我が國俗に副はざるものには之を改正すべきこと
- 三 官紀の振蕩を計り公職に在る者をして其操守を慎ましむること
- 四 宗教界を振刷し國家に貢献せしむること
- 五 我が國固有の淳風美俗を維持する為め必要な施設をなすこと
- 六 奢侈を禁じ質実剛健の氣風を養はしむること
- 七 貧富貴賤各階級間の融和を策し之をして相反目薦視することに至らざらしむること
- 八 講学言論の自由には自づ限界ある旨を世に明かにすること
- 九 新異を競ふの幣風を打破すること
- 十 良書の刊行を奨励し出版物の取締に付厳密の注意を怠らざるべきこと

いう。この総会で出された答申案は一ヶ所言葉が追加されたのみで、特に議論もなく可決された。答申は以下の通りの全十一項目であるが、簡単に列記すれば、一文部省に通俗教育調査会を設置すること、二文部省内に通俗教育専任の主任官を置くこと、三地方にもそうした専任の主任者を置くこと、四通俗教育の事にあたる者を養成する施設をつくる事、五善良な読み物の供給と出版の取締り、これは内務省側がこれまで取締りを行つてきたが、文部省として良いものを選定して、逆に供給を行つていこうというものの、六図書館、博物館の奨励、七通俗講演会の奨励、八映画に関する取締りの「全国的基準」を設けること、九音楽の奨励、十劇場、寄席の改善、十一学校外の体育上施設の普及と改善、以上である。全項目のうち半分は、通俗教育調査会で決定したことが、再度決議されただけである。今日でも、一般青年への精神的影響を考慮して映画などでR指定がかかるように、當時も政策的内容は、結局のところ、図書、映画などの取締り、認定、選定が主な仕事として固定していくようである。

「通俗教育に関する改善を施すべきものなきか若し之ありとせは其の要点及方法如何」答申⁽²⁾

詰問第八号通俗教育の改善に関しては当局者において先の各校を実施せらるるの必要ありとみとむ

五回の主査委員会での議論を経て、一九一八（大正七）年十二月二十四日、第二八回総会が開かれた。五回の主査委員会では文部、内務、警察の各当局が出席し、説明も加えたと

- 一 朝野関係各方面の連絡を保ちて通俗教育に関する事項を審議するため文部省に調査会を設置すること
- 二 通俗教育に関する施設の計画及び事項の任に当たるため文部省に主任官を置く事
- 三 地方団体及び教育界その他の公益団体の協力を促し成るべく各地方にも通俗教育に関する主任者をおかしむること
- 四 通俗教育の事にあたるべき者を養成する為相当の施設を試すこと
- 五 善良なる読み物等の供給を豊かにするため積極的施設を為し併せて出版物の取締りに関し一層の注意をくわふること
- 六 通俗図書館博物館等の発達を促し之に備えつべき図書及び陳列品に関し必要な注意を怠らざること
- 七 通俗講演会を奨励し一層適切ならしむること
- 八 活動写真その他の興行物の取締りに関し全国的に及ぼすべき準則をもうくること
- 九 健全なる和洋の音楽を奨励し殊に俗謡の改善を図ること
- 十 劇場寄席等の改善を図ること
- 十一 学校外における体育上の施設を改善し其の普及を図ることともに協議に伴う弊害を除くこと
- しかし、ここで大事な所は、それ以外の項目にある。特に

第二の専任の主任官設置であろう。先に言えば、この決定により主任官に選ばれるのは、文部官僚乘杉嘉寿という人物である。彼は戦前日本の社会教育の原型を確立させた重要な人物である。そして、彼を抜擢したのが、総会で通俗教育これまでの状況を憂いでいた普通学務局長赤司鷹一郎なのである。法科出身が多い中、赤司は人選を熟考し、異例の文科出身である乗杉を起用した。乗杉は「油のりすぎ」と揶揄されるほどの行動派で知られた。例えば、乗杉は岡田良平文相の指名により洋行視察をするが、帰国後自分の机がなくなつていたという、しかし彼は動じることもなく、空き部屋を探し、机と椅子を入れ、仕事を開始し、上司との議論も多かつたといふ。そして当時文相だった中橋徳五郎に社会教育の必要性を常に説いていた。⁽⁴⁾こうした行動派の実績が背景となり、乗杉に白羽の矢が当たつたのである。

いずれにしても、臨時教育会議において、文部省内に専任の主任官設置が決定された事は、とても大きな歴史的意味をもつていた。というのも、乗杉は、これまでの通俗教育政策を痛烈に批判し、「社会教育とは何か」を解決し、社会教育行政を確立させ、実際に実行に移していくからである。しかし、ここでは紙数の関係上、乗杉の歴史的業績を分析することは出来ない。乗杉嘉寿と社会教育行政の思想については別稿で論じることとする。

四 おわりに

本稿は、文部省の「社会教育」行政を、内務省の「社会事業」行政と比較しながら検討したものである。ここでは、それぞれで論じた事を総合してまとめてみたい。まず、当局が社会に関心を持ったのは日露戦争後、つまり明治後期以降であった。戊申詔書が颁发され、勤僕が求められる中、内務省は、地方局を中心として神社整理や公有林野整理などを行つた。つまり、内務省は地方財政の立て直しを図つたのである。そして、この頃の文部省の政策に、大きな動きはまだなかつた。内務省は次に地方改良運動を実施し、地方改良事業講習会を開催したり、優良町村の顕彰を行つていった。この頃に注目されたのは地方の青年団で、いくつもの訓令などが出来、國家の下請け機関として青年、青年団の囲い込みを開始していく。ちなみに、文部省も同様の行動を示し、時には共同して、これにあたつた。

省の政策が大きく動き出した。結果、大逆事件後に、文部省に通俗教育調査委員会が設置される。元々文部省は自然主義文学と社会主義に対し憂慮していたこともある。この委員会は国民の思想対策が主目的であった。天皇制を中心とした資本主義、自由主義を目指し、社会主義等の危険思想を排除する政策目的を抱いていた。本文でもふれた様に、この委員会は大した成果を挙げられなかつたが、その時に、文部次官だった岡田良平が文部大臣になつた時に、臨時教育会議が発足され、通俗教育についても再度議論がなされていった。そこで大きな成果が、文部省内に通俗教育に関する専任の主任官を設置することであつた。

そして、この答申が出された数ヶ月前に米騒動が発生した。これを機に内務省では、民力涵養運動を実施し、地方局社会課が設置され、翌年一九二〇（大正九）年には、社会課は社会局に昇格していく。こうしてみていくと、内務省は経済対策を、文部省は思想対策を担当し、文部省は内務省と比較して、少し遅れて動き出したと思われる。また、内務省の経済対策はいくつもなされるものの、一貫性はなく、その時の政府が独自に実施していく。ちなみに、本稿では、対象の範囲外であるが、文部省は後発ではあるものの、主任官が設置された以後は、内務省と比較して文部省の方が、組織的に全国展開していくのが興味深い。どのように展開するかは、紙

八（明治四二）年、一九〇九（明治四二）年頃のことである。翌年一九一〇（明治四三）年に起きた大逆事件から、文部

数の関係上別稿で論じることとして、最後に注意する点を一

点上げなければならない。

文部省と内務省は、いわゆる縦割り行政で、政策の立案や実施などがそれぞれ各省で、独自に計画されたわけではない。つまり完全に政策が棲み分けされていたわけではない。青年団に対する合同訓令にも見られるように、共同して行動した側面もある。他には、一九二一（大正十）年六月に開催された第十五回地方改良事業講習会では、文部省普通学務局長赤司鷹一郎が講演している⁽⁴⁾、一九〇八（明治四一）年九月に開催された第一回感化救済事業講習会でも、文部省視学官乙竹岩蔵が「社会教育」と題して講演をしている⁽⁴⁾。また、民力涵養運動でも、各県下の協力団体に、青年団、婦人会、そして生活改善会が賛同したことが分かつていて⁽⁵⁾。文部省では社会教育を推進するにあたって、外郭団体生活改善同盟会を組織したが、その際各県下に生活改善と冠した名前の団体が数多く組織されていった。故に、ここで生活改善会とは、文部省社会教育行政に關係のある団体が内務省の活動に参加しているのである。反対に、文部省の政策では、本文でも述べたとおり、通俗教育調査委員会には、内務省の地方改良運動の中心人物井上友一が参加していたし、臨時教育会議においても同様で、広田東助元内務大臣、一木喜徳郎前内務大臣、水野鍊太郎現内務大臣と内相経験者が勢揃いし、さらに井上

友一も参加していた。

また、各道府県では、米騒動以降、社会課が設置されている。文部省の通牒には、社会教育吏員を学務課に所属させることが示されているにもかかわらず、その吏員を社会課の所属にしたり、各道府県の行政当局者の社会教育認識に応じて、バラバラの対応がなされていた⁽⁶⁾。すなわち、現場の実施過程においては、依然未分化のままで行われていたのであった。一見、文部省は、思想対策を、内務省は、経済対策を分担し、それぞれが活動したかのようであるが、「対策」という点で、もつと言えば、「取締り」という点で実は共通した問題を抱えていたのであり、当該期における「社会に対する対策」は共有した政策だったのである。そうした総合した視点で考えると、文部省より内務省の方が早く動き出したし、全国的な展開も内務省の方が上である。文部省の通俗教育調査委員会の結果からもいえるように、結果に関しても内務省のほうが優良町村の開拓などの諸結果が出ていたといえよう。

当該期における内務省と文部省の關係でいえば、文部省は内務省の下部機関のようであったが、文部省における通俗教育期とその後の社会教育期の關係でいえば、筆者は少し述べる点が残っていると思われる。それは、文部省が目指した「思想善導」である。思想善導とは、「善きに導く」であり、簡単にいえば思想「変更」であるが、この「善導」には、「取

「締り」だけでなく、「推奨」の意味が含まれている。取締りを消極的と考えれば、まさに思想善導は、文部省の「積極的」方面的施策に他ならない。事実、臨時教育会議の答申でも五番目の「善良なる読み物等の供給を豊かにする」件について、小松原英太郎は以下の通り報告、解説している。

「従来出版物の取締りに就きまして内務省に於て専ら之を掌つて居ります、文部省に何等の関係もないのです。」
が、「出版物に就きましては単に消極的の取締りのみでは国民の思想を善導することは困難である。故に政府に於て進んで積極的の施設を為し、或は適當なる読み物を編輯し、これを政府自ら適當な方法によつて編纂されてもよし、或は適當な人物に嘱して編纂せしめると云ふ方法を執られても良からうし、或は懸賞募集を行ひ或は民間の出版物にして健全優美なるものを買上けると云ふことは善良なる読み物の関係に於て非常に奨励にもなることであらうと思はれるのであります」⁽¹⁾

ここでおもしろいのは、取締りと推奨を分離して考えている点である。総力戦体制における国民精神総動員運動は、日本精神の発揚をうたつものであるが、その際に中心となつたのは文部省であり、社会教育行政である。国民精神を統一しなければならなかつた近代日本の総力戦体制は、内務省

ではなく文部省が担当したという点が興味深いが、それがどうしてかという点はあまり光が当たってこなかつた。この文部省の思想善導政策は、当時の社会主義思想の排除といった取締りにおさまらず、国民の精神の統一、すなわち近代日本国民のアイデンティティ統一を担当したのである。その萌芽がこの時期に確認することができよう。

以上、日露戦後の社会問題に対して、文部省と内務省それぞれがどのような対策をとったのかを分析してきた。そこで文部省と内務省の濃い関連性が明らかになつたし、文部省の社会教育政策の特徴である国民精神の統一という仕事がいつごろから始まつたのかが明らかになつた。もちろん、文部省の通俗教育期における諸政策は、運用が杜撰なものや結果が芳しくないものもあり、全体の成果としては、内務省に劣るものであつた。しかし、臨時教育会議で決定された主任官の設置により、文部省の社会教育政策は大きく動き出す。それは次稿で明らかにしたい。

註

- (1) 乘杉嘉寿「社会教育の目標」、一九二〇年九月（乘杉嘉寿「社会教育の研究」同文館、一九二三年）、三二七頁。
- (2) 乘杉「社会教育概論」、一九二三年六月（前掲書「社会教育の研究」）。

十一頁。

- (3) 乗杉「生活改善の意義」、一九二一年二月、講演（前掲書「社会教育の研究」）、三三九頁。
- (4) 松田武雄「近代日本社会教育の成立」（九州大学出版会、一〇〇四年）、一五五、一五六頁。
- (5) 田子一民「社会事業」（一九三三年、復刻版一九九六年）、一頁。
- (6) 「広島県農村漁村経済更正計画書」昭和七年度（広島県内務部、一九三三年）、五、六頁。
- (7) 新海英行ら「戦間期日本社会教育史の研究（その2）」—乘杉嘉寿の社会教育論を中心に」（名古屋大学教育学部紀要「教育学科」、第四十三卷第二号、一九九六年）、小川利夫「乘杉嘉壽「社会教育の研究」」の今日的再評価（社会教育と現代教育改革の論点（一））（月刊社会教育、「國土社」、二〇〇一年一月、五四三号）、松田武雄「近代日本社会教育の成立」（九州大学出版会、二〇〇四年）、特に第七章など。
- (8) 小川利夫、橋口菊、大藏孝雄、磯野昌蔵「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（一）—地方自治と社会教育—」（「教育学研究」第二十四卷、第四号、一九五七年）、小川利夫、橋口菊、大藏孝雄、磯野昌蔵「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（二）」（「教育学研究」第二十四卷、第六号、一九五七年）、山本悠三「民力涵養運動と社会局」（東北福祉大学紀要、第十五卷、一九九一年）。
- (9) 森岡清美「近代集落神社と國家統制」（吉川弘文館、一九八七年）、三三三頁。
- (10) 同前、一四〇、一四一頁。
- (11) 同前、一四一、一四五頁。
- (12) 「内務省史 第一卷」（原書房、一九七一年）、二七五、一七六頁。
- (13) 「内務省史 第四卷」（原書房、一九七一年）、三五六頁。
- (14) 前掲書「内務省史 第一卷」、一九〇、一五五頁。
- (15) 「感化救済事業講演集 上」（内務省地方局、一九〇九年）、一頁。
- (16) 前掲書「内務省史 第一卷」、二九六頁、「感化救済事業講演集 上」（内務省地方局、一九〇九年）、一頁。
- (17) 同前「内務省史 第一卷」、二五六頁。
- (18) 吉河光貞「所謂米騒動事件の研究」（東洋文化社、一九七四年）、四十三、四四四頁、九十一、一九五頁。
- (19) 松田武雄は、地方政府下に社会課が設置された経緯について、社会教育行政の視点から説明をしているが、筆者は、やはり米騒動による地方秩序の維持が契機だと考えている。というのも、あとで分析する通り、文部省による社会に対する施策は、治安維持では必ずしもなかつたからである。松田武雄「近代日本社会教育の成立」（九州大学出版会、二〇〇四年）、一六六、一六八頁。
- (20) 「民力涵養宣伝經過」（内務省地方局、一九二〇年）、一頁。
- (21) 同前、二一六頁。
- (22) 奥村敏明「青年学校に関する総合的研究（II）」（芦屋大学論叢）、一九九〇年、十九号、一九一頁。
- (23) 小松原英太郎「小松原英太郎君事略」（一九二四年）、一四六頁。

- (24) 「教育時論」(一九〇九年五月二十五日、八六八号)、九〇十一頁。
- (25) 同前、九頁。
- (26) 前掲書「小松原英太郎君事略」、一一一、一一五頁。
- (27) 倉内史郎「明治末期社会教育觀の研究」(講談社、一九六一年)、二十五、二十六頁。
- (28) 同前、二十八、三十四頁。
- (29) 同前、三十五頁。
- (30) 「近代日本教育史辭典」(平凡社、一九七一年)、五百頁。
- (31) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B03041007
700、五「参考(雜)」／(明治四十五年四月十三日から大正六年十一月二十日)、(外務省外交史料館)。
- (32) 海後宗臣編「臨時教育會議の研究」(東京大学出版会、一九六〇年)、十七頁。
- (33) 同前、八三九頁。
- (34) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A05021030
900(第一〇六、一〇七画像)、各種調査会委員会文書・臨時教育會議書類・
議書類・二ノ三速記録綴自第二十一号至第三十号、(国立公文書館)。
- (35) 同前、第一〇七、一〇八画像。
- (36) 同前、第三五六画像。
- (37) 「帝国教育」(一九一二年十月号、三七五号)。
- (38) 前掲資料、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A050
21030900(第二二、二二九画像)。

(39) 前掲書「臨時教育會議の研究」、八三五、八三八頁。

(40) 乘杉嘉寿「椅子を離る、に臨んで」(『社会教育』、一九二四年、第一卷、第五号)、六一七頁。

(41) 「内務省史 第一卷」(原畫房、一九七一年)、一九五頁。

(42) 「感化救済事業講演集 下」(内務省地方局、一九〇九年五月)、三四九頁。

(43) 前掲書「内務省史 第一卷」、三四二頁。

(44) 松田武雄「近代日本社会教育の成立」(九州大学出版会、二〇〇四年)、一六六、一六七頁。

(45) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A05021030
900(第一四六画像)、各種調査会委員会文書・臨時教育會議書類・
二ノ三速記録綴自第二十一号至第三十号、(国立公文書館)。